

## Q&A

監視カメラを法的に問題なく設置するためには？

Q. 以下の場面において、病院に監視カメラを設置して撮影録画することを考えていますが、患者のプライバシー等の観点からどのような方法をとれば法的に問題なく設置できるでしょうか。

- ① 防犯目的で廊下や救急外来に監視カメラを設置すること
- ② 手技向上のために診察室に監視カメラを設置すること
- ③ 診察中に暴言等を繰り返すクレーマー患者と監視カメラを設置した応接室で話をすること

A.

### 1. 監視カメラ設置とプライバシーの制限等に関する一般論

患者や職員とのトラブル防止のため、監視カメラを設置している医療機関は多いと思います。

監視カメラを病院の内部に設置することは、病院の施設管理権に基づく行為であり、防犯等の必要性から基本的には設置可能です。しかし、相談者も気にされているとおり、写り込む人のプライバシー保護の観点が必要となり、プライバシー保護が強く要請されるような場所では、病院の施設管理権よりもプライバシーの方が保護されることとなります。

裁判例では、アパートの共用部分にカメラ 4 台を設置し、原告宅の玄関入口付近等が撮影範囲に含まれていた事案において、「ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、撮影の場所、撮影の範囲、撮影の態様、撮影の目的、撮影の必要性、撮影された画像の管理方法等諸般の事情を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべき」とした上で、外出や帰宅等という生活状況が把握され、プライバシー侵害が社会生活上受忍すべき限度を超えているとして、一部のカメラ撤去および損害賠償責任が認められました<sup>1)</sup>（控訴審でも結論変わらず）。結局、監視カメラによる該当者を撮影することの必要性と写り込む人のプライバシー保護の要請とを比較衡量し、撮影範囲や撮影態様等に応じて監視カメラ設置の可否が決まることとなります。

また、監視カメラに写った個人が識別可能な画像は「個人情報」に該当するため（個人情報

保護法2条1項1号)、監視カメラ映像により当該個人情報を取得するためには、利用目的をできる限り特定し(同法15条1項)、その利用目的をあらかじめ公表するか、撮影後速やかに当該個人に通知または公表しなければなりません(同法18条1項)。ただ、個人情報の取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合には、利用目的の通知や公表は不要となります(同4項4号)。

なお、医療機関における個人情報保護に関する規制については、[コラム：「患者さんから氏名で呼び出さないでほしいと言われた場合の対応\(その他、個人情報の取り扱いについて\)」](#)、[コラム：「紹介状作成と患者の同意\(個人情報保護の観点から\)」](#)も合わせてご確認ください。

## 2. 設問の場面の検討

①の場面(防犯目的で廊下や救急外来に監視カメラを設置すること)については、廊下等の不特定多数の出入りが前提にされている場所において、当該場所を通過した者が誰かを明らかにするという防犯の必要性があり、他方、診察室等で着衣を脱いでいるような状況とは異なり写り込む人の外貌が明らかになるだけでプライバシー保護の要請は低いです。また、救急外来では、患者の受傷状況や診察内容が明らかになるという点でプライバシー保護の要請は認められるものの、不穏の患者や泥酔患者等が時として暴力行為に及ぶことも想定されるため、防犯上、撮影の必要性がより高いといえます。そのため、いずれの場合にも、監視カメラを設置することは許容されるでしょう。そして、カメラ設置状況からみて防犯目的であることは明らかですので、写り込む人に対する利用目的の通知や公表は不要となりますが、監視カメラが作動中であることを病院の入口や設置場所等に掲示する等、本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を講ずることが望ましいと考えられています<sup>2)</sup>。

②の場面(手技向上のために診察室に監視カメラを設置すること)については、患者に対する診察内容が明確となり、場合によっては着衣を脱いでいる状況も想定され、基本的には患者のプライバシー権の侵害程度が大きいと考えられるため、患者のプライバシーに配慮する形であれば監視カメラを設置することが許容されるでしょう。大学病院において、採血の手技と患者とのやり取りを記録することを目的に、採血台にカメラを設置し、患者の顔が写らないようにプライバシーに配慮した形で採血時の映像および音声の記録を行っている事例があるため、1つの参考としてください<sup>3)</sup>。そして、医療安全確保、術者の手技向上等のために監視カメラで作動中である旨を掲示することで利用目的の公表を行う等の措置が必要となります。

③の場面(診察中に暴言等を繰り返すクレーマー患者と監視カメラを設置した応接室で話

をすること)のように、診察中に暴言等を繰り返す患者については、あらかじめ診察室に監視カメラを設置していない限り、当該暴言等の様子を撮影することが現実的に難しいことが予想されます。そのため、病院としては、暴言等を繰り返すような患者は監視カメラをあらかじめ設置した応接室等に誘導する等して、防犯や紛争発生時の証拠保全を目的として録画撮影をすることが実効的です。このような撮影時には、顔貌や、言動内容によっては病歴等の個人情報取得することによるプライバシー侵害が一定程度認められるものの、暴言等によって病院職員の身の安全が損なわれるとか、病院の業務が妨害されるといったおそれがあり、誰がどのような言動を行っているかを監視カメラで撮影する必要性が高いため、応接室に誘導した患者を監視カメラで撮影することは許容されるでしょう。そして、①の場面と同様に、防犯や証拠保全目的であることは明らかですので、写り込む人に対する利用目的の通知や公表は不要となりますが、監視カメラが作動中であることを応接室の入口等に掲示する等、本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を講ずることが望ましいです。

#### 【参考文献】

- 1) 判例タイムズ 1425号 318頁 (東京地裁平成 27年 11月 5日判決)
- 2) [「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A \(令和 4年 個人情報保護委員会\)](#)
- 3) 松本梨沙, 他. 医学検査. 2020; 69: 224-228.

#### 【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [P138 防犯カメラを利用した質の向上への取り組み - 苦情・クレーム発生後の振り返りへの活用 -\\*\\*\\*](#)
- ・ [感染症：臨床写真を収集するコツとプライバシーに関する注意点は？【カメラを入手，構図を決め，明るさを保ち，ぶれないように撮影。個人情報に十分配慮する】\\*\\*\\*](#)
- ・ [精神科病院における患者安全管理の実態\\*\\*](#)
- ・ [第 3回 いわゆる「クレマー」との電話でのやりとり。どの程度記録に残せばいいの?\\*\\*\\*](#)

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。